

## 建設リサイクル法に係る書類提出について

### 分別解体及び再資源化等の義務

(1)の工事規模で、かつ、(2)の特定建設資材品目のうち1つでも使用又は発生する工事(以下、「対象建設工事」といいます。)については、特定建設資材を分別解体等により現場で分別することが義務付けられています。

#### (1) 工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	延べ床面積 80㎡以上
建築物の新築又は増築工事	延べ床面積 500㎡以上
建築物の修繕又は模様替え工事(リフォーム等)	請負金額 1億円以上
その他の工作物の工事(土木工事等)	請負金額 500万円以上

(工事費は消費税を含んだ金額)

#### (2) 特定建設資材

特定建設資材
コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材
木材
アスファルト・コンクリート

また、分別解体することによって生じた上記の特定建設資材の廃棄物については、再資源化することが義務付けられています。

### 対象建設工事の事前届出の義務

上記の対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに分別解体等の計画等について、工事を行う場所を所管している各土木事務所の建築課又は管理課に届け出ることが必要です。

ただし、佐賀市内の工事の場合の届出先は佐賀市役所です。

対象工事場所	書類提出先	電話番号(代表)
多久市、小城市	佐賀土木事務所	(0952)24-4345
神崎市、鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町	東部土木事務所	(0942)83-4176
唐津市、玄海町	唐津土木事務所	(0955)73-2861
伊万里市、有田町	伊万里土木事務所	(0955)23-4151
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤土木事務所	(0954)22-4184
佐賀市	佐賀市役所 (建築指導課)	(0952)24-3151

提出書類は次のとおりです。

提出書類	解説及び注意事項等	公共工事の場合
届出書	様式第1号(省令第2条第2項)	通知書となります。 <sup>※1</sup>
分別解体等の計画等	別表1～3(工事の種類が複数に該当する場合は、該当する複数の別表が必要です)	必要に応じ添付
工程表	様式は任意とし、工事着手日、完了日、工種、施行順序、施工日数など明示してください。	工期が記載されている書類があれば不要です
設計図又は写真	設計図の場合は、立面図等を1面以上。 写真の場合は、外観写真を1面以上、A4 サイズの台紙に貼付してください。	必要ありません。
案内図(付近見取図)	住宅地図などに朱色等により明示してください。	土木工事:必要ありません。 建築工事:住宅地図
委任状	代理者が届出を行う場合は添付してください。	発注者が行うため、委任は発生しません。
再生資源利用計画書	必要ありません。	所定の様式により提出します。 なお、実施書は工事完成図書に添付し、検査を受けます。

提出書類は原則1部となりますが、控えが必要な場合等受付機関の依頼により、複数部数を用意していただく場合があります。

※1 国、県及び一部市町については、コブリス・プラスシステムからのメールでの通知となります。メールでの通知は、コブリス・プラスへの加入が必要です。加入されていない市町については、従来通り紙での提出が必要です。

#### 注 意 点

- (1) 届出書類受付後の審査結果により、7日以内に記載事項の変更等を求められる場合があります。
- (2) 工事着手前に届出内容に変更が生じた場合は、速やかに「変更届出書」を提出してください。
- (3) 対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、事前に、分別解体等の計画等について書面を交付して説明することが必要です。(下請業者に対しても必要です。)
- (4) 対象建設工事の請負契約の当事者が取り交わす契約書面には、建設業法第19条第1項に定められる14事項のほか、以下の4事項の記載が必要です。(元請・下請間も同様です。)
  - ① 分別解体等の方法
  - ② 解体工事に要する費用
  - ② 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - ④ 再資源化等に要する費用
- (5) 工事中は、解体工事登録業者は技術管理者となり、建設業許可業者は主任技術者(又は監理技術者)

により施工管理を行うこととなります。

- (6) 工事現場には、解体工事業登録業者は「解体工事業者登録票」(届出様式ファイルの「登録票」を参照)を、建設業許可業者は「建設業の許可票」を掲示してください。(元請・下請の別や金額・規模に関わらず掲示が必要です。)
- (7) 工事中に分別解体状況の現場確認や立入調査をさせていただく場合があります。
- (8) 元請業者は、工事完了後に、特定建設資材の廃棄物について「再資源化等報告書」(届出様式ファイルの「報告書」を参照)を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する必要があります。
- (9) 解体工事業登録業者は「帳簿」(届出様式ファイルの「帳簿」を参照)を作成し、保存する必要があります。
- (10) 建設リサイクル法に基づき提出される書類に記載された個人情報、分別解体等や再資源化等の履行確保のためだけに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
- (11) 公共工事の一部では建設副産物情報交換システムを用いた11条通知を行いますので、詳しくは県HP「建設リサイクル法に基づく11条通知の電子化試行について」を確認してください。